

第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に関する
パブリック・コメント手続（意見募集）の結果

令和3年2月

朝霞市役所 福祉部 長寿はつらつ課

パブリック・コメント手続（意見募集）結果概要

1 目的	第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するに当たり、市民等から意見を求めることにより、公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等との協働により優れた施策等の反映につなげる。
2 意見提出の対象者	市内在住・在勤・在学の方 市内に事務所・事業所を有する方（個人及び法人） この計画に利害関係を有する方
3 募集期間	令和2年12月16日（水） から 令和3年1月15日（金） まで 【必着】
4 公表した資料	第8期 朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）
5 提出者数及び意見数	団体： 2件（3問） 個人： 3件（6問）

第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に関するパブリック・コメント手続（意見募集）の結果

No.	ページ	区分	ご意見の内容	市の考え	計画への 反映
1	27	第2章・ 施策目標Ⅱ 安心して暮らす ことができる 体制の整備	<p>◆施策の方向性2 認知症施策の強化・推進について</p> <p>「若年性認知症や高次脳機能障害」に触れているところを、もう少し踏み込んだものにして、「介護保険サービスの利用が優先される若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者を、介護保険サービスでの支援と共に、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害）との診断につなげ、併用できる障害福祉サービスの利用や、障害年金の支給の可能性を探っていけるよう「ワンストップで対応する断らない相談支援の窓口」で支援していく、といったことを計画に記してください。</p>	<p>若年性認知症や高次脳機能障害の記載については、ご指摘いただいた内容等も含んだ上で掲載していることから、現行案のとおりとさせていただきます。 障害サービスの利用や障害年金の支給等も含めた福祉の総合相談の窓口に関する記載については現行案のとおりとさせていただきますが、障害福祉担当や福祉の総合相談担当などと協力をして支援していきます。</p>	
2	32・ 76	第2章・ 施策目標Ⅱ 安心して暮らす ことができる 体制の整備	<p>◆①徘徊高齢者等位置検索システム事業の実施【見直し】等について</p> <p>徘徊老人保護の施策にGPSの活用は、多自治体でも多く採用されているが、利用者の負担やコスト面等を理由に、利用者が増えず、取り止めた市もあります。 GPS以外にも靴に貼るシールを採用されているが、こちらの方が時代にあっているのではないのでしょうか。 弊社は老人の洋服にアイロンでつけることができる、QRコードが印字されたシールを作っており、発見者がスマートフォンでスキャンすると、市役所・警察に同時に情報が伝わるようになっており、操作も非常に簡単で、発見者に負担をかけないメリットもあります。 今後の高齢化社会をにらみ、少しでもお役に立てればと考え、コメントしました。</p>	<p>徘徊高齢者等位置検索システムや徘徊高齢者見守りシール配付事業など、徘徊高齢者に関する事業は、高齢化の進展に伴い、今後も需要が高まることが予想されますので、介護者の負担軽減や本人の保護が円滑に行えるよう、施策内容等について検討してまいります。 なお、ご意見にあります、QRコードのシールにつきましては、発見者に負担をかけないというメリットは高いものと思われまますので、導入が進んでいる市町村などの事例を調査研究してまいります。</p>	

第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に関するパブリック・コメント手続（意見募集）の結果

No.	ページ	区分	ご意見の内容	市の考え	計画への反映
3	32	第2章・ 施策目標Ⅱ 安心して暮らすことができる体制の整備	◆②徘徊高齢者見守りシール配付事業の実施について 徘徊してしまう高次脳機能障害者やその家族に「徘徊高齢者見守りシール配布事業」の情報が的確に伝わるようにすることを計画に記してください。また、知的障害で徘徊してしまう方も対象に入れ込んでいただければ幸いです。	令和2年度から、高次脳機能障害及び知的障害の徘徊への対応については、障害福祉課が所管する障害者等見守りシール交付事業において実施することから、障害福祉課の計画において記載します。	
4	33	第2章・ 施策目標Ⅱ 安心して暮らすことができる体制の整備	◆⑦介護者（ケアラー）の支援について 事業概要欄に「離職、学業障害（ヤングケアラー）に至らないように」を追加してください。	家族などの身の回りの世話を担っている18歳未満の方（ヤングケアラー）が、介護等を理由に学業から離れるなどの支障をきたさないような支援は大変重要なことだと認識しております。 本計画書の事業概要に「学業に支障をきたすことなどに至らないように」と追記するとともに、今後も必要に応じて、担当課と協力し、支援をまいります。	有
5	40	第2章・ 施策目標Ⅱ 安心して暮らすことができる体制の整備	◆④補聴器購入費助成【見直し】について 補聴器助成制度の廃止を反対します。 認知症予防の観点からも「補聴器の健康保険適用」が必要だと考えていますが、埼玉県において唯一の助成制度の実施自治体である朝霞市が助成制度を廃止することは福祉の後退を象徴することになるから、補聴器の助成制度の継続を切に願うものです。	本事業につきましては、第6期計画期間（平成27年から平成29年まで）を事業期間として実施しておりましたが、需要があったことから、第7期計画期間（平成30年度から令和2年度まで）中も延長して実施してまいりました。 第8期計画では、令和3年度末まで事業期間を延長し、さまざまな状況を踏まえて、見直しについて検討してまいります。	
6	42	第2章・ 施策目標Ⅱ 安心して暮らすことができる体制の整備	◆⑤高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保【新規】について 「サービス付き高齢者向け住宅」の“質”の確保ができる観点から指導監督は必須と思います。 質の確保のために入居費が高額になる傾向がありますが、補助金給付などは制度に入らないでしょうか。	入居費の補助・助成等は難しいですが、質の確保は大変重要でありますので、市内の介護事業所への支援と同様に支援していくことが重要であると考えております。	

第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に関するパブリック・コメント手続（意見募集）の結果

No.	ページ	区分	ご意見の内容	市の考え	計画への反映
7	43	第2章・ 施策目標Ⅱ 安心して暮らすことができる体制の整備	◆施策の方向性7. 地域包括支援センターの機能強化について 地域包括支援センターの相談件数が2割もの増加を見込んでいる数値ですが、地域包括支援センター職員の増配は考えているのでしょうか。	地域包括支援センターの職員の増配につきましては、本計画書P46の「地域包括支援センターの職員体制の充実」に位置づけ、令和3年度から地域包括支援センターごとに1名の職員の増員を予定しております。	
8	45	第2章・ 施策目標Ⅱ 安心して暮らすことができる体制の整備	◆施策の方向性1. 適正な介護サービス提供の維持・確保及び 施策の方向性2. 介護保険事業の適切な運営について 介護保険事業IT化の推進について以下の内容を記してください。 ・現在、直接の面接でのみ実施している定期面接（訪問）をZoomなどのツールを利用したりリモート運用を可能とする。 ・サービス利用票については、捺印廃止もしくは電子署名も可能とする。	令和3年4月から施行予定の「朝霞市指定居宅介護支援の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」において、ICTの活用や電磁的記録の対応を規定する予定ですが、安全性や統一的な運用方針などが必要であることから、すぐに実施することは難しいと考えております。しかしながら、これらの取組は、利用者の利便性の向上やケアマネジャーの業務の効率化などに大きく寄与すると認識しておりますので、情勢等を踏まえ、検討してまいります。なお、国においても、オンラインによる会議や利用者の捺印廃止についての方針を示したところですので、それを踏まえ、本市も、ICTの効果的な活用が実現されるよう、事業所への周知を行ってまいります。	
9	63	第3章・ 高齢者の現状 と課題	◆（5）要介護認定者数の状況 要介護認定者数の推移について、国の統計より若干多めになっていますが、その要因の説明があると、改善の視点が見えてくると思います。	認定者数が多い点について、介護予防を効果的に実施することや制度の理解促進などが重要であると捉えており、第2章において、各事業で示しておりますので、現行案のとおりとさせていただきます。	